

令和7年度長野市姉妹都市交換学生派遣事業応募要領

1 目的

この事業は、次のことを目的に実施しています。

- (1) 長野市と姉妹都市であるクリアウォーター市との友好親善と相互理解を深めること。
- (2) 長野市の中学生の国際的視野を広げ、多文化共生や国際理解の精神を養い、これからの時代を担うにふさわしい人材を育成すること。
- (3) 将来の長野市の国際交流や国際理解教育の担い手としての資質や能力の向上を図ること。

2 事業の内容

- (1) 長野市の姉妹都市であるアメリカ合衆国フロリダ州クリアウォーター市へ長野市内の中学生を派遣します。
- (2) 派遣期間は、令和8年3月22日（日）から3月31日（火）までの10日間とします。なお、国際情勢等により、派遣が中止・日程変更となる場合があります。
- (3) 派遣先では、ホームステイや学校訪問を行い、姉妹都市の文化や生活様式を体験するとともに、姉妹都市の生徒やその家族との交流を通し、友好と理解を深めながら、多文化共生の精神や国際理解を深める活動をします。
- (4) アメリカ国内において、クリアウォーター市以外の都市を2泊程度訪問予定です。
- (5) 帰国後には、自らが得た経験や学んだ事をレポートとしてまとめ、貴重な経験を市民と共有するとともに次の交流に役立てます。

3 派遣する人数

中学生 10名

4 応募資格

- (1) 令和7年8月1日現在、長野市に居住しており日本国籍を有する中学生
- (2) 事業の趣旨・目的をよく理解し、それを踏まえて積極的に行動できる者
- (3) 交流に求められる英語会話の基礎的な能力を有する者
- (4) 長野市の代表としてふさわしい常識を備え、規律ある団体生活ができる者
- (5) 健康状態が良好で、長期間の旅行ができる者
- (6) 海外での体験を通じて、帰国後長野市での国際交流事業に積極的に協力できる者

5 応募方法

この応募要領を確認のうえ、派遣申込書及び作文を、下記申込先へ持参または郵送にて提出してください。

6 申込先

〒380-8512

長野市大字鶴賀緑町 1613 番地（長野市役所第一庁舎 4 階）

長野市教育委員会事務局学校教育課 担当 中村（英）、丸山（拓）

電話 026-224-5081

E-mail gakukyou05@nagano-ngn.ed.jp

7 申込期間

令和7年8月1日（金）～9月12日（金）午後5時まで【必着】

※ 受付時間は、午前8時30分～午後5時です（土日は受付していません）。

※ 郵送でのお申し込みの場合も、必ず申込期間内に届くよう提出してください。

※ 申込を受理しましたら申込書に記載いただいたメールアドレスに、受理の確認メールをお送りします。受理の確認メールが届かない場合は、上記申込先までご連絡ください。

8 選考方法

(1) 1次審査

提出のあった派遣申込書及び作文により審査を行います。なお、作文のテーマは「私がクリアウォーター市訪問を通して学びたいこと」（800字程度）です。

(2) 2次審査

1次審査合格者のみ面接試験を実施します。面接の実施日時および会場については、1次審査の結果通知（E-mailで送信）に記載いたします。

※ 持病がある場合には医師の診断書を提出いただく場合があります。（海外渡航に支障がないことの確認のため）

※ 決定後に派遣者として不相当と認められた行為又は事実が確認された場合、また、事前の連絡がなく下記の事前研修等を欠席された場合には、出発の前後を問わず、派遣の資格を取り消させていただく場合があります。

9 事前研修等

派遣前には、事前研修等を、次の予定で実施します。原則として、全ての用務に出席することが派遣の条件となります。都合がつかない日がある場合は、必ず事前にご相談ください。

【日 程（予定）】

用 務	日 程	時 間	場 所	内 容（予定）
保護者説明会	11月27日（木）	17時～18時30分	長野市役所	渡航に係る説明
第1回学習会	12月20日（土）	14時～16時		役割決め等
第2回学習会	1月31日（土）			英会話研修
第3回学習会	2月28日（土）			発表の練習
市長・教育長表敬	4月上旬頃	20分間程度		市長等への報告

10 渡航費用

渡航に要する費用については、旅行手配事業者に対し、長野市が一括でお支払いしますが、その費用のうち概ね1/2に相当する30万円を自己負担といたします。事前に納付書を発行しますので、渡航1ヶ月前までに納入いただきます。なお、市民税非課税世帯の自己負担額は、15万円とします。非課税証明書を必ずご提出ください。

※ 上記のほか、旅券発行手数料や旅券発行のための書類作成費用、ESTA申請に係る費用、任意保険料、ホストファミリーへの個人的なお土産、現地生徒との交流のために持参する物の購入費用、小遣い等個人的経費については参加者の負担となります。